

令和 8 年度南魚沼市観光事業補助金の募集について

○概要

南魚沼市内で実施する基盤整備事業や誘客促進事業等の取組について、補助対象経費の2分の1を上限に予算の範囲内で補助金を交付する。

○対象者

南魚沼市の観光振興を目的とし、南魚沼市への観光誘客を進める団体もしくは事業者で、南魚沼市が認める者（協議会や実行委員会、組合等） ※ただし申請は1団体につき、1申請とする。

○対象事業

観光振興や観光誘客を図るイベント等の取組や市内観光施設等の整備事業を対象とする。
※補助の対象となる事業は、南魚沼市観光事業補助金交付要綱別表第1に定めるとおりとする。

○補助金額

上限 100 万円（1,000 円未満切捨て）

※申請額と補助金額は、補助対象事業に係る補助対象経費の2分の1以内とする。

○審査方法

参加費や集客人数といった地域における経済効果等を総合的に鑑みて、事務局による書類審査と外部審査員を含めた厳正な審査を行い、交付団体を決定する。

○対象期間

令和8年6月1日（月）から令和9年3月11日（木）まで

※原則、上記期間内に実施する事業を補助の対象とする。

○受付期間

令和8年4月1日（水）から令和8年4月30日（木）まで

※上記受付期間を過ぎたものは一切受け取ることができませんのでご注意ください。

○提出書類

事業実施計画書、収支予算書、事業計画シート、

※申請関係様式（データ）は市ウェブサイトからダウンロードし、提出書類一式をメールもしくは印刷して観光戦略課へ提出すること。事業内容が分かる企画書があれば添付すること。

○注意事項

補助事業に係る経理は、他の経理と明確に区分する必要があります。

事業終了後、繰越金が出た場合は交付予定の補助金額から繰越金額が差し引かれます。

祭祀などの地域の祭り等は本補助金の対象とはなりません。

事業を中止せざるを得ない相当な理由がある場合を除いて、採択事業の取り下げをすることはできませんので、補助金の申請時点で関係者との連絡調整を図った上で申請してください。

特別な事情がある場合を除き、6回以上の交付と見なせる事業は、補助対象外となります。

実績報告書には領収書と請求書など支払状況が分かる資料を添付してください。

審査における評価の視点は裏面をご覧ください。

お問合せ 南魚沼市 観光戦略課

TEL:025-775-7019 FAX:025-775-7026

Mail:kankou@city.minamiuonuma.lg.jp

審査項目	評価の視点
① 実施主体の体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業遂行に十分な体制であるか ・ 補助対象事業者として適切であるか ・ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から五年を経過しない者の統制の下にある団体に該当していないか
② 事業内容の独創性や魅力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施する事業内容に独創性や魅力があるか
③ 観光誘客の貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光誘客事業の目的が十分具体的かつ現実的であるか ・ 事業の実施時期や実施場所が適切であるか ・ 事業の内容が計画的かつ戦略的であるか ・ 事業の実施が関係法令に抵触しないか ・ 事業を実行的、継続的に推進する主体が形成される見込みがあるか
④ 地域への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市内特産品、観光資源、地域資源等の活用が期待できるか・域外に対する地域ブランド力や知名度の向上につながるか
⑤ 所要資金及び調達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資金計画が事業規模に照らし適切であるか ・ 調達方法の目途が立っているか
⑥ 将来的な事業の継続性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一過性の事業でなく、今後自走での実施を見込める事業か ・ 南魚沼市の観光振興を図る事業展望があるか
⑦ SDGs への取組	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能な開発目標に向けて期待できる事業か